

一般社団法人モバイルブロードバンド協会定款

平成 21 年（2009 年）12 月 8 日

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 当法人は一般社団法人モバイルブロードバンド協会と称し、英文で **Mobile Broadband Association** と表示し、略称は **MBA** とする。

（事務所）

第 2 条 当法人の主たる事務所は、東京都中央区に置く。

（目的）

第 3 条 当法人は、エンドツーエンド原理とグローバルアドレスに基づきネットワークの透明性を阻害する NAT 等の介在物を含まない、インターネットのモバイルもしくはブロードバンドなサービスの仕様策定及びその有効活用のための研究開発及び利用促進と啓蒙を推進し、モバイルブロードバンド産業の健全な発展と振興を図り、利用者の利便性の向上に資することにより、我が国経済社会の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第 4 条 当法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) モバイルブロードバンド事業に関する情報交換並びに情報共有
- (2) モバイルブロードバンド事業に関する情報通信技術の調査・研究及び仕様策定
- (3) モバイルブロードバンド事業に関する市場・制度等の調査・研究
- (4) モバイルブロードバンド事業に関する国内外の関係機関との連携協力
- (5) モバイルブロードバンド利用に関する普及・啓発の推進
- (6) 前各号に掲げるものの他、当法人の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業は、日本全国及び全世界において行うものとする。

第 2 章 会員及び社員

（会員の種別）

第 5 条 当法人の会員は、次の 4 種とし、法人正会員及び個人正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という）にいう社員とする。

- (1) 法人正会員 モバイルブロードバンド事業及びその関連事業を営み、当法人の目的に賛同し本定款に定めるところにより入会を承認された法人

- (2) 個人正会員 モバイルブロードバンド事業及びその関連事業に関わり、当法人の目的及び事業に賛同する者のうち、本定款に定めるところにより入会を承認された学識経験者等の個人
 - (3) 法人賛助会員 当法人の目的及び事業を賛助するため、本定款に定めるところにより、賛助会員として入会を承認された法人
 - (4) 個人賛助会員 当法人の目的及び事業を賛助するため、本定款に定めるところにより、賛助会員として入会を承認された学識経験者等の個人
2. 会員である法人は、当法人における行為をする代表者を定め、書面により当法人に届け出なければならない。この場合において、当該代表者は、当該法人に恒常的に所属する者の中から選任されなければならない。又、この代表者は、他の会員である法人の当法人における代表者、個人正会員、個人賛助会員の何れも兼ねることはできない。

(入会)

- 第6条 法人正会員、法人賛助会員、個人賛助会員として当法人への入会を希望する者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得て会員となる。
2. 個人正会員として当法人への入会を希望する者は、理事会の推薦を受け、社員総会の承認を得た上で会員となる。

(会費)

- 第7条 会員は、社員総会の決議をもって定めるところに従い、入会金及び年会費を納めなければならない。
2. 非営利法人である会員については、理事会の決定によりその年会費を減額又は免除することができる。
3. 特別の費用を必要とするときは、社員総会の決議により臨時会費を徴収することができる。

(退会)

- 第8条 会員は、理事会において定める様式の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。この場合には、1か月以上前に理事長に対して予告をするものとする。

(会員資格の喪失)

- 第9条 会員は次の理由によりその資格を失う。
- (1) 前条により退会したとき。
 - (2) 第5条に掲げる資格要件の喪失
 - (3) 法人の会員にあつては解散
 - (4) 会費を3年以上滞納し、理事会決議をもって退会を命じられたとき。
 - (5) 除名
2. 前項第5号の除名は、次の各号に該当する場合に社員総会の決議により、これを行うものとする。ただし、これを行う場合は、あらかじめ当該会員に通知すると共に、社員総会において弁明の機会を与えなくてはならない。

- (1) 当法人の名誉を傷付けたとき。
- (2) 当法人の設立の趣旨に反する行為を行ったとき。
- (3) 当法人に対する義務を著しく怠ったとき。
- (4) その他公序良俗に著しく反したとき。

（会費等の不返還）

第10条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員

（役員）

第11条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上12名以内
 - (2) 監事1名以上2名以内
2. 理事のうち、1名を理事長、4名以内を副理事長とする。
 3. 理事長は、法にいう代表理事とする。

（選任）

第12条 理事及び監事は、理事会の推薦を受けた者の中から、社員総会において選任する。

2. 社員以外の者を当法人の理事とする必要がある場合は、6名を限度として選任することができるただし、その数は理事総数の二分の一を超えてはならない。
3. 監事の選任に関する議案を社員総会に提出する場合は、他の監事の同意を得なければならない。
4. 理事長及び副理事長は理事会の決議により定める。
5. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（職務）

第13条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2. 理事長は、当法人を代表し、業務を統括する。
3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順序でその職務を代行する。
4. 監事は、法令の定めるところにより、理事の職務の執行を監査し、監査報告を行う。

（役員任期）

第14条 役員任期は、役員選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。補欠として選任された監事の任期についても同様とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任として新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利及び義務を有する。

（役員解任）

第15条 役員が次の各号の一に該当する場合は、社員総会において、出席した社員の議決権総数の三分の二以上の決議により解任することができる。ただし、その役員に対し、社員総会前及び社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

（役員に準じる役職）

第16条 当法人に、顧問及び参事を置くことができる。

2. 顧問は、かつて当法人の役員であった者から選任する。
3. 参事は、現に会員である者から選任する。
4. 顧問及び参事の任免は、理事長が理事会の同意を得てこれを行う。
5. 顧問及び参事は、当法人の重要な事項について理事の諮問に応じ、理事会において意見を述べることができる。
6. 参事は、理事会又は事務局長の依頼により、それぞれの業務に参加することができる。

（役員報酬）

第17条 役員及び役員に準じる役職は無報酬とする。ただし、その職務の遂行のために要した経費は、これを支給することができる。

（取引の制限）

第18条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

（責任の一部免除）

第19条 当法人は、役員が法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第4章 社員総会

（権能）

第20条 社員総会は、この定款で別に定めるものの他、当法人の組織、運営、管理その他一切の事項について決議をすることができる。

（種類及び招集）

第21条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2. 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度の終了後3箇月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。
3. 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
4. 総社員の議決権の五分の一以上を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。
5. 理事長は、前項による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
6. 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及びその内容、出席しない社員の議決権行使の要領を示した書面をもって会日の14日前までに社員に通知しなければならない。ただし、法の定めるところにより、これを省略することができる。

（議長）

第22条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

（議決権）

第23条 社員総会における議決権は、社員は一名につき一個とする。

（決議）

第24条 社員総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員のうちの過半数の社員が出席し、出席した当該社員の過半数をもって行う。

2. 社員総会は、第21条第6項により、あらかじめ通知された事項についてのみ決議することができる。ただし、すべての社員が出席した場合は、この限りではない。

（議決権の代理・書面による行使）

第25条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は、委任状を提出することにより他の社員に議決権の行使を委任することができる。

2. 前項の書面による議決権の行使及び委任状の提出は、法令の定めるところにより、電磁的方法により行うことができる。
3. 前2項の場合における前条の規定の適用については、その社員は社員総会に出席したものと見

なす。

（議決権を有しない出席者）

第26条 法人賛助会員及び個人賛助会員は、社員総会に出席して意見を述べることができる。

2. 監事は、法令の定めるところにより社員総会で意見を述べるができる。

（議事録）

第27条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第5章 理事会

（理事会）

第28条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなくてはならない。

（権能）

第29条 理事会は、この定款で定めるものの他、次の事項を決定する。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

（招集）

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第31条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

（運営要領）

第33条 法令及びこの定款で定めるものの他、理事会の運営要領は理事会において定める。

2. 理事会の決議結果その他の議事内容は、法令の定めるところに従い、議事録等を主たる事務所に備え置き、閲覧に供するものとする。

第6章 分科会

第34条 当法人は、運営上必要があるときは、理事会の決議により、分科会その他の内部機関を置くことができる。

2. 分科会その他の内部機関の組織、役員を選出方法その他その運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第35条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄附された財産
- (3) 入会金及び会費
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

（資産の管理）

第36条 当法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議による。

（経費）

第37条 当法人の経費は、入会金、年会費及びその他の雑収入をもって充てる。

（特別会計）

第38条 当法人の事業の一環として実験等を行うときは、理事会の決議を経て特別会計を設け、当該実験等に参加する会員より分担金を徴収することができる。

2. 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

（事業計画及び収支予算）

第39条 当法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の決議を得

なければならない。

2. 理事会が前項の決議をしたときは、理事長は、当該事業計画及び収支予算を速やかにすべての会員及び役員の間覧に供しなければならない。
3. 事業計画及び収支予算は、前2項の手続を経た後の最初の定時社員総会の決議をもって承認される。ただし、事業年度開始前に社員又は監事より、事業計画又は収支予算に疑義が呈され、臨時社員総会開催の請求があったときはこの限りではない。

（事業計画及び収支予算の変更）

第40条 事業年度の途中で当該年度の事業計画及び収支予算を変更するときは、理事会及び社員総会の決議によらなければならない。

（事業報告及び収支決算）

第41条 当法人の事業報告及び収支決算は毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会及び直後の定時社員総会における決議をもって承認される。

2. 理事は、毎事業年度終了後、理事長に対して各々の業務について報告し、理事長はこれを事業報告に収録するものとする。

（事業年度）

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（繰越損益）

第43条 当法人の収支決算に差益が生じた場合において繰越差損があるときはその補填に充て、なお差益があるときは翌事業年度に繰り越すものとする。

第8章 事務局

（設置等）

第44条 当法人に事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
4. 事務局の運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 45 条 この定款は、社員総会において正会員の議決権の総数の三分の二以上の決議を経て変更することができる。

（解散及び残余財産の処分）

第 46 条 当法人は、法第 148 条及び第 49 条第 2 項第 6 号により解散する。

2. 当法人が解散の時に有する残余資産は、社員総会の過半数の決議を経て当法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第 10 章 補則

（公告の方法）

第 47 条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。

（実施細則）

第 48 条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を得て理事長が別に定める。

附則

1. 当法人の最初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、法人成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。
2. 当法人の設立時の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、法人成立の日から 1 年を経た後の最初の定時社員総会の終了時に終わる。
3. 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事長 後藤 滋樹 （個人正会員）

設立時理事 太田 昌孝 （個人正会員）

設立時理事 真野 浩 （法人正会員行為代表者）

設立時監事 立林 英昭 （会員外）

4. 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

[住所省略] 後藤 滋樹

[住所省略] 太田 昌孝

[住所省略] 藤川 賢治

[住所省略] ルート株式会社 代表取締役 真野 浩

[以下設立時社員記名押印部分省略]